

平成16年度室蘭市エコオフィスプラン 表-1 重点調達品目

品目		基準	16年度 調達目標
紙類	コピー用紙・印刷用紙 (カラー用紙以外)	古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下	100%
	印刷用紙(カラー用紙)	古紙配合率70%以上	100%
	フォーム用紙	古紙配合率70%以上かつ、白色度70%程度以下	80%
	納入印刷物	古紙配合率70%以上かつ、白色度70%程度以下(冊子形状のものについては表紙を除く。)	80%
	事務用封筒	古紙配合率80%以上	80%
	トイレトペーパー	古紙配合率100%	100%
文房具	フラットファイル	表紙が古紙配合率100%	100%
	パイプ式ファイル	主要材料が紙の場合、古紙配合率50%以上	100%
	鉛筆	間伐材等の木材が使用されていること。	100%
	シャープペンシル	主要材料が再生プラスチックの場合、プラスチック重量の40%以上	100%
	シャープペンシル替芯	容器の再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上	100%
	ボールペン	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上	100%
	マーキングペン	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上	100%
	スタンプ台	インク・液が補充できること	100%
	朱肉	インク・液が補充できること	100%
	消しゴム	巻紙の古紙配合率が50%以上	100%
	のり(液状・澱粉・ 固形・テープ)	容器又はケースの再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上	100%
	附箋	古紙配合率が50%以上	100%
	インデックス	古紙配合率が50%以上	100%
	タックラベル	古紙配合率が50%以上	100%
	事務用修正具(テープ)	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上	100%
	事務用修正具(液状)	容器の再生プラスチック割合がプラスチック重量の40%以上	100%
	クラフトテープ	テープ基材が古紙配合率40%以上	100%
OA 機器	コピー機	「国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第1項に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める同条第2項第2号に規定する特定調達物品等の判断基準に準じる 「国際エネルギースターロゴ」の表示のある製品は基準を満たしています	100%
	コンピューター		
	プリンター		
	ファクシミリ		
その他	蛍光管 (直管形40型蛍光灯)	次のいずれかの要件を満たすこと。 高周波点灯専用形(Hf)であること。 バットスタート形又はスター形である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率、ランプ効率で80lm/W以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ．管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均10mg以下であること。 オ．定格寿命は10,000時間以上であること。	80%
	作業服	「国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第1項に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める同条第2項第2号に規定する特定調達物品等の判断基準に準じる 作業服と作業用手袋については「エコマーク(PETボトルのリサイクル)」の表示のある製品は基準を満たしています	80%
	作業用手袋		80%
	ブルーシート	使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること	100%
	自動車 (特殊用途車除く)	「国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第1項に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める同条第2項第2号に規定する特定調達物品等の判断基準に準じる	80%

フォーム用紙とはOA用連続用紙(専用帳票除く)のこと
紙類については塗工されていないものが対象
パイプファイルの商品名(例)ドッチファイル、チューブファイルなど
自動車やコピー機等OA機器については購入のみではなく、新規リースも対象